

## 個別事業計画書

所管部署：総務部 財政課

(単位:千円)

| 事業名         | 未利用財産の適正管理及び処分  | 細事業名                |                         | 新継区分   | 継続   |
|-------------|---|---------------------|-------------------------|--|--|
| 総合振興計画の位置づけ | 第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く  | 根拠法令等               | 南丹市公有財産規則               |  |  |
|             | 6 行財政改革を推進する  |                     | 南丹市市有土地の処分に関する規則        |  |  |
|             | (2)効率的な行財政運営  |                     | 南丹市公有財産等の処分等に関する検討委員会要綱 |  |  |
| 事業実施期間      | 平成 20 年度 ~ 平成 22 年度   | 各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費 | 年度                      | 当該年度における事業の実施内容  | 当該年度に目指す成果・効果  |
| 現状の課題       | 市有地等の中には有効活用されず、単に市の財産として保有している土地等にも管理経費が必要となるため、早期にこれら財産の活用方針や処分方針の検討が必要である。 |                     | 平成 20 年度                | ①草刈業務の委託<br>②未利用地の早期処分<br>③民間の宅建業者の媒体を活用した市有地(平成台分譲地)の早期処分 | ①未利用土地の維持管理が図れる。<br>②市有地(平成台分譲地等)の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。 |
| 具体的な実施内容    | 未利用土地の適正な管理を行うとともに、管理にかかる費用の削減と税外収入を確保するため、早期にこれらの処分ができる体制づくりを行い、順次財産処分を実施する。 |                     | 平成 21 年度                | ①草刈業務の委託<br>②未利用地の早期処分<br>③民間の宅建業者の媒体を活用した市有地(平成台分譲地)の早期処分 | ①未利用土地の維持管理が図れる。<br>②市有地(平成台分譲地等)の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。 |
| 事業の目的       | ①未利用土地の維持管理を図る。<br>②未利用土地の早期処分により、管理経費の削減とともに税外収入の確保を図る。                      |                     | 平成 22 年度                | ①草刈業務の委託<br>②未利用地の早期処分<br>③民間の宅建業者の媒体を活用した市有地(平成台分譲地)の早期処分 | ①未利用土地の維持管理が図れる。<br>②市有地(平成台分譲地等)の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。 |
| 事業の効果       | ①未利用土地の維持管理が図れる。<br>②未利用土地の処分により、管理経費が削減されるとともに、税外収入の確保や債務の減少につながる。           |                     |                         |  | 4,133  |